

●香川県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年11月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成20年9月19日	デイサービス ほほえみ 善通寺市中村町2082番地4	株式会社 小片建設 善通寺市中村町1937番地2	通所介護 介護予防通所介護
平成20年10月1日	訪問介護ステーション パ ルマ 丸亀市中府町4丁目12-20	医療法人社団 田村クリニ ック 丸亀市幸町1丁目5番5号	介護予防訪問介護
平成20年10月8日	ショートステイセンター季 木田郡三木町下高岡2310- 1	社会福祉法人 守里会 高松市牟礼町大町2555-2	短期入所生活介護